

外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用
対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七の十

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国金融子会社等の名称				1		事業年度		2	：		：
外国金融子会社等の区分				3	外国金融機関 ・ 外国金融持株会社等						
金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額等の計算											
(40) + (別表十七(三の十)付表「11」 + 「42」)				4		(4) + (7)			8		
別表十七(三の十)付表「21」 (マイナスの場合は0)				5		金融子会社等部分適用対象金額 (8)と(31)のいずれか多い金額)			9		
金融子会社等部分適用対象 損失額の当期控除額 (別表十七(三の十)付表「44の計」)				6		請求権等勘案合算割合			10	%	
(5) - (6)				7		金融子会社等部分課税対象金額又は 個別金融子会社等部分課税対象金額 (9) × (10)			11	(円)	
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算											
外国金融子会社等に 係る 異 常 な 水 準 の 資 本 に 係 る 所 得	親 会 社 等 資 本 持 分 相 当 額	事業年度終了時における 貸借対照表に計上されて いる総資産の帳簿価額	12	外 国 金 融 子 会 社 等 に 係 る 異 常 な 水 準 の 資 本 に	親 会 社 等 の 自 己 資 本 利 益 率	親会社等事業年度の税引 後当期利益の額	26				
		事業年度終了時における 貸借対照表に計上されて いる総負債の帳簿価額	13			親会社等事業年度終了の時 における貸借対照表に計上 されている総資産の帳簿価額	27				
		(12) - (13) (マイナスの場合は0)	14			親会社等事業年度終了の時 における貸借対照表に計上され ている総負債の帳簿価額	28				
		事業年度終了時における 貸借対照表に計上されて いる利益剰余金の額 (零を下回る場合はその零を下回る額)	15			(27) - (28) (マイナスの場合は0)	29				
		当該事業年度以前の各事業 年度において利益剰余金の 額を減少して資本金の額等 を増加した場合のその増加 した金額	16			$\frac{(26)}{(29)}$ と10%のうち高い割合	30	%			
		事業年度終了時における 貸借対照表に計上されている 特定外国金融機関の株式等 及び他の外国金融持株会社 等の株式等の帳簿価額	17			(25) × (30)	31				
		外国金融機関である場合 (14) - ((15) + (16)) (マイナスの場合は0)	18		固 定 資 産 の 貸 付 け に 係 る 収 益	固定資産(無形資産等を 除く。)の貸付けによる対価の額 の合計額	32				
		外国金融持株 会社等である場合 (14) - ((15) + (16) + (17)) (マイナスの場合は0)	19			(32)のうち主としてその本店所在地国 において使用に供される固定資産(不動産 及び不動産の上に存する権利を除く。)の 貸付けによる対価の額(35)に該当する ものを除く。)	33				
		事業年度終了時における 貸借対照表に計上されている 総資産の帳簿価額 (12)	20			(32)のうちその本店所在地国にある不動 産及び不動産の上に存する権利の貸付 けによる対価の額(35)に該当するものを 除く。)	34				
		再保険契約に伴い積み立て ないこととした責任準備金に 相当するものの額及び支払備 金に相当するものの額の合計額	21			(32)のうち一定の要件を満たす部分 対象外国関係会社が行う固定資 産の貸付けによる対価の額	35				
		(20)又は((20) + (21))	22			(32) - ((33) + (34) + (35))	36				
		$\frac{(18) \text{又は}(19)}{(22)}$	23			(36)に係る直接費用の額の合 計額(38)に該当するものを除 く。)	37				
						(36)に係る償却費の額	38				
						(37) + (38)	39				
		本店所在地国の法令に基づ き下回ることのできない資本 の額の2倍に相当する金額	24			(36) - (39) (マイナスの場合は0)	40				
		((18)又は(19)) - (24) (マイナスの場合は0)	25			償却費計算上の適用法令	41	本邦法令・外国法令			